

ライフジャケットの着用義務範囲の拡大に係る 手続きの進捗状況

ライフジャケットの着用義務範囲の拡大に係るパブリックコメント

意見募集期間: 5月16日～6月15日

改正の概要:

現在の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第137条第1項では、小型船舶操縦者は、以下の①～③に該当する乗船者に救命胴衣を着用させることが義務付けられており、④に該当する乗船者には着用させるよう努めることとされているところであるが、④に該当する乗船者にも原則として救命胴衣を着用させることを義務付ける。

- ① 航行中の特殊小型船舶(水上オートバイ)に乗船している場合
- ② 12歳未満の小児が航行中の小型船舶に乗船している場合
- ③ 航行中の小型漁船に一人で乗船して漁ろうに従事している場合
- ④ 小型船舶の暴露甲板上に乗船している場合

なお、これまで適用外としていた救命胴衣の着用以外の転落に備えた措置を講じられている者等(命綱や安全ベルトを装着している者、船室内に乗船している者(②及び③の者に限る。)等)に加え、転落のおそれが少ない場合に該当する者等についても、適用外とする。

募集URL: <http://www.e-gov.go.jp/>

【案件番号:155161015】

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に関する意見募集について

今後の予定

平成28年

5月16日～6月15日

パブリックコメント募集期間

パブリックコメントを踏まえた改正内容の検討

6月下旬～7月

第3回合同会議
(パブリックコメントの状況に応じ開催)

7月下旬

改正省令の公布

平成29年7月以降

(1年以上周知期間を置いた日)

改正省令の施行

(参考) 小型船舶におけるライフジャケット着用義務拡大の範囲

	漁船		プレジャーボート	その他	遊漁船	旅客船
	1人乗り	2人乗り以上				
航行中等	新たに着用義務化		水上オートバイは既に着用義務			
漁労中	既に着用義務					
着用と同等の転落防止措置が取られている場合	適用除外※ 命綱を着用している場合、一定以上の高さの柵がある場合等				遊漁船業の適正化に関する法律※	海上運送法※
転落のおそれが少ない場合	船室内、係留中、安全措置がとられている場合等					

※適用除外対象の詳細は、パブリックコメントの結果等も踏まえて検討する。

※遊漁船・旅客船におけるライフジャケットの着用条件については、今回の義務範囲の拡大を踏まえて見直す予定。

※12歳未満の小児は既に着用義務。4